

様式第4号（第15条関係）

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称 平成27年度第4回近代文学館運営審議会

2 開催日時 平成27年11月27日（金）午後2時

3 開催場所 近代文学館視聴覚会議室

4 会議に出席した者

（1）委 員

清野 守 沖田万里子 千田 秀子 古内 世紀
斎藤 順一 廣瀬 安子 梁川 敏江

（2）事務局

末永 裕悦 館長 伊勢 由利 館長 草刈 明美 主幹
倉橋肇一郎 主査

5 議題及び会議の公開・非公開の別 公 開

6 非公開の理由

7 傍聴人の人数 な し

8 会議資料 別 紙

9 会議の概要

（1）審議結果

・答申書（案）について各委員が意見を述べ、答申書作成の準備とした。

（2）詳細な意見

伊勢館長 委員長、副委員長が欠席なので、どなたかに今日議長になっていただきたいのですが、古内委員、斎藤委員、如何でしょうか。

斎藤委員 質問が結構あるのですみません。

古内委員
伊勢館長
古内議長
古内議長
各委員
古内議長
斎藤委員
廣瀬委員
伊勢館長
古内議長
斎藤委員
草刈主幹
斎藤委員
草刈主幹
斎藤委員
草刈主幹

それでは私が議長を進めさせていただきます。

今日は委員長も副委員長も欠席ということで、急きょ古内委員の議長で第4回目の近代文学館運営審議会を進めたいと思います。古内委員よりご挨拶をお願いします。

皆さんこんにちは。晴天の霹靂で議長を進めさせていただきます。皆さんの協力のもと進めて行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議録署名委員を決めたいと思います。まだやっていない方はありますか。

皆やりました。

それでは、もう一度戻りまして斎藤委員、廣瀬委員どうでしょうか。

はい、わかりました。

はい、わかりました。

では協議事項について、よろしくお願いいたします。

答申案について説明をお願いします。

委員長さん欠席の中、諮問案をどのようにもっていったら良いのでしょうか。

答申案を討議して頂いて、結果を委員長に諮るようになります。

今日の討議で答申案の結果ができるわけですか。

この答申案でよろしいとなれば、委員長にも見ていただくようになります。

文章上は良く整理され、まとめられていると思いますが、わかりにくい部分やもっとも力を入れていくこともあると思います。この諮問のそもそもの趣旨が最後の4行だけにしか触れられていません。図書館の運営形態はどうするのか、どうしたら良いのかということも4行だけにしか示していません。他の自治体の様子等についても、わかりやすく膨らませて答申書の案をまとめられたら良いのではないのでしょうか。今までの論議では民間委託は反対だとされていますが、この文章では時期尚早と書かれています。それではいつかは民間委託してもいいのではと、捉えられかねないので、この場で文章の表現を決定するわけにはいかないと思います。委員長が出席したところで、まとめた方がベストだと思います。

答申をまとめるにあたり、皆さんにご意見頂いた中で、民間委託

というところも含めて答申しなければなりません、委託の前に図書館をどのようにして行くかということに大きく時間を割いて来たと思います。それについての皆さんから意見をまとめたような形にしたつもりでした。近代文学館、南郷図書館をどのようにして町民の皆さんに親しまれる施設にして行くかというところが問われているのかと思います。

齋藤委員 教育委員会が運営形態という言葉を挙げてきたのは、運営の仕方を違った形にしたいという思いがあったからだと思います。だからこそ諮問されているような文面になったのではないかと思います。

末永館長 言葉や文章については、それほどの思いはないと思います。もっと素直に考えて良いのではないかと思います。

廣瀬委員 諮問書の中には図書館の運営形態と書いてあるわけですから、ここに対してもきちんとした我々の意見を入れて欲しいと思います。

古内議長 委員長、副委員長が不在ですので、今回で最終的な承認ということとは保留した方が良くと思います。今日は答申案について審議して頂いて、付け加えるところは加え、削除するところは削除して行くというような内容で進めて行くということで、良いのかなと思います。次回の会合で答申案の決定ということでよろしいでしょうか。

各委員 よろしいです。

古内議長 日程的な期限はありますか。

末永館長 大体年度内には決定したいと思っております。

古内議長 はい、わかりました。

齋藤委員 諮問事項の二つ目の「図書館の運営形態と来館者を含む町民サービスのあり方について」と対象者を二重に言っています。「来館者」というのは町外の方を言っているのでしょうか。そうだとすれば「来館者」というのは必要ないのではないかと思います。わかりにくい表現です。来館出来る、出来ないにかかわらず、そのサービスを楽しんでいる人、という文言の方がわかりやすいと思います。

末永館長 来館者以外にも来館できない利用者がいらっしゃいます。来館困難者サービスというものも実施していますが、その他にも各学校へのサービス、出前サービス等、そのようなものを含めてということになります。

- 草刈主幹 他にも美里町に在勤、在学されている方、千葉亀雄等について調べに来られる方、他の自治体の方等、町民以外の方もここを利用されますので、そういった方も含めてということになります。
- 斎藤委員 前回、国からの補助金がなくなった影響について聞いたところ、補助金は申請に基づいて支給されるものであって、町としては申請したことはないとのことでした。その後よく考えてみたのですが、当時は補助金の必要性はなかったのでしょうか、または使用目的が厳密で利用できなかったのでしょうか。わざわざ補助金という制度があったにもかかわらず利用しなかったのはどのようなことですか。よく何々を入れて欲しいと言うと予算上大変だからとか、正規の職員を入れて欲しいと言うと財政難だからと言われますが、廃止する前に申請すべきだったのではないかと思います。申請制度だからと言っておきながら、なぜ申請しなかったのか改めて伺いたいと思います。
- 草刈主幹 当時の図書館の補助金制度は、ＩＣチップ入れるための補助金制度や図書館システム導入の補助制度で、県内で申請した所はあります。資料費や人件費に対する補助はなく、申請しているという例は、私の知る範囲では無かったと思われれます。学校と公共図書館を同じシステムで稼働するというようなものと認められやすいところではありましたが、そういう点で言いますと、ここの図書館は施設面でもきちんと整っていましたし、図書館システムも稼働していました。ただし一度だけですが、図書館システムを導入するときに補助金を活用致しました。
- 斎藤委員 美里町に合致する補助金制度ではなかったということですか。
- 草刈主幹 その通りです。
- 伊勢館長 ＩＴ化が騒がれた頃に図書館だけでなく、公民館や地区館でも補助金がおりの時期がありました。タッチパネルで会議室の空き状況が別の地区館でも見られるというものでしたが、その後に補助事業がなくなって撤去されたという状況です。
- 古内議長 よろしいですか。答申書（案）の（１）これからの近代文学館のあり方についての文案について審議頂き、次に（２）について審議頂くということではよろしいですか。
- 委員全員 はい、よろしいです。
- 古内議長 それでは、答申書（案）の（１）これからの近代文学館のあり方について、事務局より説明願います。

草刈主幹 資料に従って（１）のこれからの近代文学館のあり方について説明

古内議長 ありがとうございます。今の説明でご意見、ご質問等ありませんか。

斎藤委員 千葉亀雄記念文学室という段落ですが、専門的に千葉亀雄を調査、研究する職員が配置されておらずというのは配置して欲しいという意味なのかもしれませんが、これは非常にハードルが高いと思います。いわゆる司書という肩書だけでなく、千葉亀雄に詳しい人、興味を持った人、特化した職員の配置を求めているのかなというような感じもするし、一般の司書を新たに配置して千葉亀雄の研究、資料収集等ができる職員を今後育てていくという内容なのか曖昧さがあります。ただ単に専門職員をといわれても司書を増やして欲しいということではないような気がするので、文章の作り方も大切なのかなと私は思います。ただ単に司書の補充だけでは説得力がないと思います。また有志の研究グループの状況を書いています、研究グループの公営化の問題というのは別の問題で、答申書に載せることなのかなと私は思います。そのグループが一生涯懸命現在千葉亀雄の研究をなさっているということには敬意を表しますが、ここの文章表現に対しては似つかわしくないのではないかと思います。

古内議長 この辺について他にご意見ございませんか。

この専門職員というのは、隣の大崎市の古川にある吉野作造記念館をイメージしているのかもしれませんが。あちらには専門の学芸員やスタッフの方がいて、中央の方から学者を呼んで講演会や企画展示等の活動をやっているようですが、ここでは千葉亀雄の資料の消失を防ぎ、訪れた人に詳しく説明できる人が欲しいということだと思います。吉野作造記念館のように広げていくのは難しいとは思いますが、何か肉付けしていくという意味合いを込めていращやるのでしょうか。

草刈主幹 これは皆さんに協議して頂いたものが基本にあるので、出来るだけ意思を反映したものにしようと思い、このような内容にしました。専門的な知識を持った職員を配置して業務をするとなると不明な点もありますが、皆さんのお話の内容を考慮して入れたものです。図書館の中で千葉亀雄記念文学室が薄れている状況の中でこのような表現をしました。

- 古内議長 確かにそのような議論がありましたので、内容に意見を反映させたということですね。近代文学館が図書館と千葉亀雄文学室、町民ギャラリーを含めて発足したのはこの大崎地区でも早かったと思います。そういう意味で伝統の灯を消さずにもっと育て、より充実させていくことを一町民として願っているところです。千葉亀雄記念文学室を核にして、他の郷土の偉人や、さらに後世の人を含めて紹介していく、そういう方法もあると思います。
- 斎藤委員 そういう方向になれば名実共に近代文学館という呼び名も恥ずかしくない形になって、胸を張って近代文学の施設と言えるのではないかと思います。千葉亀雄に関することは司書よりも学芸員が欲しいと思います。
- 末永館長 現在の状況では司書は図書館、千葉亀雄記念文学室は事務職が担当しなければなりません、事務職は人事異動の対象ですから、ある程度慣れたところで異動という例が多くあります。人事異動の対象外として千葉亀雄に係わっていける学芸員の配置を要請して行きたいと思っています。千葉亀雄さんについて腰を据えて担当できる立場の職員が欲しいというのが本音です。
- 伊勢館長 現在は図書館と町民ギャラリーの業務は出来ている状況ですが、千葉亀雄のところだけ置き去りにされたような感じです。問い合わせを頂いても回答が難しいというのが現実なので、館長が言ったように人事異動の対象にならない学芸員とかの配置が必要だと思います。
- 斎藤委員 博物館には常設展と特別展の二通りがあります。常設展は一年中同じ展示を行い、特別展は他から借りて来たり、新たな資料の展示したり等の二つの形態で回しているというのが実態としてあると思いますが、千葉亀雄記念文学室においても町民ギャラリーを使えばできるような気がします。それを年に1回とか2回開催する中で、その蓄積で吉野作造記念館を目指して少しでも近づけるような文化の拠点に出来ないものかと思ったりしています。
- 梁川委員 千葉亀雄の時代の思想家の講演を1回打ち上げてみれば、そのような人員の必要性がわかるのではないのでしょうか。吉野作造記念館の館長に講演をお願いすれば、どこにでも出掛けますという方なので、気兼ねなく受諾すると思うのですが、1回でも良いのでやってみてはいかがでしょうか。資料を部分的にお借りして、こちらで整理しますのでいかがでしょうか、というような感じで行

えばどうでしょうか

古内議長 現スタッフで対応出来るかどうかということと時間が取れるかどうかの問題になると思います。今は図書館の運営の方に8割9割取られている状況の中でいかがでしょうか。

末永館長 検討させていただくということになります。借りてきたものを取り扱える職員の有無、設備ということも問題になります。展示するケースもない状況の中で、貴重な資料を貸してくれるのか疑問に思います。

古内議長 千葉亀雄記念文学室の方は開館当時から新しい企画展とかが展開されていません。休眠状態を活性化させる、そういうことが必要ではないかと思えます。

斎藤委員 そこが誰でも出来るというわけではなく、専門的知識があって、千葉亀雄のことをよく知っていて、そして近代文学に興味を持った人が必要だと思います。資格を持つ、持たないは別にして、そこが前提だと思います。そして資格を持っていれば、なおさら良いと思います。そういう余裕が今の図書館の職員の中には無いのかなと思います。千葉亀雄記念室というのがきちんとあるのだから、余裕の有る無しに係わらずやらなければならないことは皆さん重々知っていると思います。そういうところをうまくフォローしつつも要求として練り上げた文章にして欲しいと思います。

草刈主幹 ここを特化して書いているところが反対に足かせになっているようなので、いくつかの要素を含めた形で職員をどう配置していくか、その中に千葉亀雄記念室の意味合い、重要性から職員の必要性についていう形で考えてみたいと思います。

斎藤委員 日常的に誤解を生むのではないかと思うのは、専門の職員が配置されていないから、有志の民間の研究グループが研究を行っている、そのように受け取られかねません。民間の研究者を否定しているわけではありませんが、民間の方と職員とが一緒になって研究、資料収集等が出来るような体制が必要だと思います。ここでは民間の人が高齢化しており大変だ、だから専門の研究員を配置して欲しいという言い方になっているので、この民間の研究グループと一緒に研究できる職員の配置をお願いしたい、そして将来的には共に学習を積んで本格的な学芸員になり、専門の担当者になれるような道を探っていくというようなまとめ方にして欲しいと思います。

- 古内議長 これは有志の研究グループの民間の方ですが、こういう研究も専門職員がいれば、支援したり、広めたり、発展させたりできるという考え方なのかなと思います。
- 斎藤委員 実際は逆にそのグループが職員を育て、その中で学んだ職員が成長し、名実ともに千葉亀雄記念文学室の専門職員になって行くのではないかと私は思います。
- 古内議長 それでは、時間もおしているので、(1)のこれからの近代文学館のあり方については以上でよろしいですか。
- 委員全員 よろしいです。
- 古内議長 それでは、(2)について説明願います。
- 草刈主幹 資料に従って(2)の図書館の運営形態と来館者を含む町民へのサービスのあり方について説明
- 古内議長 ここまでで何かありましたらよろしく願います。何もありませんか。
- 委員全員 ないです。
- 古内議長 次に運営基本方針を実現させるための図書館運営について説明願います。
- 草刈主幹 資料に従って運営基本方針を実現させるための図書館運営について説明
- 古内議長 ここまでで何かありましたらよろしく願います。梁川委員さんどうぞ。
- 梁川委員 ちょっと教えて欲しいですけど、個人情報に関して個人の貸し出しの履歴は何年保存しているのですか。
- 末永館長 返却の時点でなくなります。
- 梁川委員 全部クリアになるのですね。マイナンバーとの連動でどんなことがうまくないですか
- 草刈主幹 連動しての利点が見えないことです。履歴が見えない中で、現在貸し出し中のものだけがマイナンバーで管理されるとなると、こういった運用が出来るのか不明です。図書館としては、カードの作り直しや書誌データの変換等の問題もあります。図書館システムは単独で動いていますので、図書館として不自由さはまったくありません。
- 伊勢館長 3年に1度、有効期限更新のために住所確認として免許証や健康保険証の提示を求められた経験があるかと思いますが、その場合には顔写真付きのマイナンバーカードも利用できると思います。

梁川委員 例えば、Aさんが借りている本を警察が来て見せるということは
できますか。

草刈主幹 礼状がない限り見せません。

梁川委員 はい、わかりました。

古内議長 これはメリットもあまり感じられないし、むしろ変更する手間
がかかるとういことですね。

斎藤委員 メリットも感じられないのも事実だと思うのですけれども、イン
ターネットで調べると日弁連の会長がマイナンバーについて声明
を出しています。大事な中身はプライバシー権の侵害の危険性が
極めて高いと言っています。現在は使う意思がないというお話で
すが、首長が変わったり、館長が変わったりすると、それを利用
しようとするれば使用できる。マイナンバーについては常に個々人
も警戒を持った方が良いということでしょう。危険性はあるとい
うことです。それから「図書館の自由」について質問があるので
すが、前回の会議の時に『絶歌』の話をしましたが、そういう図
書館を入れるか入れないかの審議はどこでするのか。そして入れな
いことに決まれば図書館の自由は妨げられないのでしょうか。ま
た自由を守るためにはどうしたら良いのか。そして『絶歌』を入
れないということを最初に決めたとは、逆にマスコミ等の報道で
首長とか議会の反応を見て、図書館自体が自主規制する動きが実
際あったそうですが、そういう動きになれば「図書館の自由」と
いうのが損なわれていると言えなくもないですね。実際この本は
良い本だとか悪い本だとか、町民に見せたくない判断というのは、
図書館の職員だけでは出来ないのではないのでしょうか。やはり「図
書館の自由」を守るのも図書館員だけではなく、町民一丸となっ
て守るべきものだと思います。そのような場合、このような審議
会みたいなものに諮るのですか。

梁川委員 選書決定を許可するのは誰なのですが

草刈主幹 館長になります。

梁川委員 それについては運営審議会を通していませんね。

草刈主幹 はいそうです。資料収集に関しましては、ここに安定した継続図
書館運営のでも載せていますが、通常を選書になりますと日常
業務上どういった本が動いているかとか、世の中でどういった本
が話題になっているかとか、流通がどうなっているかとか、いち
早く情報をキャッチするようにしております。先ほど話があった

「絶歌」ですとか、週刊誌に少年事件が載ったりすると、個人の名前とか顔写真とかが報道されます。かつて酒鬼薔薇聖斗事件が報道され、図書館界でもどういった取扱いをしようかとなり、例えば閉架書庫にしまったり、ホッチキスで留めたり、黒塗りをしたりとかの対応が過去にありました。今では報道が個人の情報をどう操作するかによって私達もその資料をきちんと把握するのですが、基本的に要望があり、一般に出版されていれば、そしてリクエスト等があれば提供するという形を最優先に考えています。知る権利というところは保障しなければなりません。ただし、それをずっと書架に配架するかというと、本の内容によって判断し、個人情報にもなるので、閉架書庫に入れてリクエストがあったら配架するというようなことも案件ごとに考えます。例えば小牛田、南郷図書館だけで判断するのではなく、県立図書館や日本図書館協会に問い合わせ、どういった意見があるか広く調査をかけ、取扱いの判断材料にしております。図書館の職員だけで決めるのではなく、様々な図書館の動きを見て判断しております。

古内議長 プライバシー侵害で訴えられた事件があって、裁判所の方から出版停止とか、そういう処分をでたときはどうしますか。

草刈主幹 書架からは外しますが、廃棄まではしません。出版停止になったとしても、資料として見たいという人がいるかもしれないので、その時々によっては出すこともあります。

古内議長 最終的な判断がどこになるのですか。また年数が大分経ってから認められた事例もあるので廃棄まではしないということですか。これは、運営基本方針を実現させるための図書館運営の中の1安定した継続的な図書館運営の の図書館の公平性・中立性のもと選書と、 の個人情報の保護ということですか。

草刈主幹 そうです。それで のところで後で出てくるかもしれないのですが、民間の受託した会社はかなり偏った選書をしているということがありました。司書ではない人が思想に偏って選書し、一定の思想家の本を全部廃棄してしまったという例もあります。選書をするというのは、ただ単にリストから本を選ぶのではなく、実際の業務をした上で、公平性・中立性に基づき客観的に本を選ぶことです。図書館の公平性・中立性の必要性、重要性というところでここには挙げています。

古内議長 先日のツタヤは佐賀県でしたか。

草刈主幹 神奈川県海老名市です。

古内議長 決められた分の本を買わなければならないが、時間がないということで、適当に選書し、一例ですが、ずいぶん古くなった資格試験の本を買い入れていたこともあったようですね。他に何かありますか。

斎藤委員 図書館の公平性、中立性というところなのですが、各政党で出している機関紙があり、ここにも入っていますが、私は全政党の機関紙を購入して欲しいと思います。無料で提供してもらうのではなく、有料で購読すべきだと思います。政党というのは機関誌紙の売り上げで活動している面があり、それが当たり前のことだと思うので、寄贈というより購入して全政党の機関紙をそろえた方が良くと思います。特定の機関紙だけやると逆に公平ではないのではないか、という批判も起こらないとは限りません。来年の国政選挙から18歳に投票権が引き下げられます。その時に高校生等が気軽に政党の機関紙を読んで自分の投票する政党を選択するというようなメリットもあり、そのような役割も今後の図書館として必要ではないかと思われま。

古内議長 これを の文章のなかに入れて欲しいということですね。2の誰でもが利用しやすい図書館についてはよろしいですか。

斎藤委員 2の誰でもが利用しやすい図書館の の高齢者に限定している大活字本や朗読CDについて、これは高齢者だけじゃないので、別のところにも書いてあるのですが、視覚障がい者とか聴覚障がい者とか、そういう人達にもわかるようなまとめた方がいいのではないのでしょうか。

古内議長 の「高齢者の利用が増加傾向にある中」を削除して、次のところから「大活字本や朗読CDなどの資料の利用が増加しています。その要望に応えるためにも資料の充実を図る必要が考えます」とし、全体的にここが利用されているというように表現を変えてみてはいかがでしょうか。高齢者と限定しないで全体的に増加しているというようにしてはいかがでしょうか。

斎藤委員 朗読CDなのですが。これは発売されているCDなのですか。

草刈主幹 そうです。

斎藤委員 金額的にいくら位するものなのですか

草刈主幹 2,000円から3,000円位です。

斎藤委員 高いのだと4,000円、5,000円です。古典のものだとか、

有名な俳優が朗読しているものとかは高くなりますね。

草刈主幹 新潮社等の大手出版社で出しているものだとかなり高くなるのですが、朗読CDを専門に扱っているところの物は、それほどは高くありません。

斎藤委員 私が言いたいのは、町内の朗読ボランティアでそういうCDを吹き込んでもらえないかということです。町内の誰々さんが読んだCDですとなれば親しみもわくのではないのでしょうか。

千田委員 県の図書館では利用者さんから要望された1冊をCDにしていくということはあるます。

梁川委員 朗読のスキルを身に着けた人でないといけませんね。

草刈主幹 町の広報紙等を朗読されている方はいます。

伊勢館長 「広報みさと」と「議会だより」、「社協だより」は町のボランティアさんが月に1回集まり、社会福祉協議会でCDに録音しています。小牛田図書館と南郷図書館にそれを置いて貸し出しできるようになっています。

斎藤委員 聞く方も、話す方も、読む方も良いですね。どちらも魅力があって良いと思います。

古内議長 2番について何もなければ3番にいきたいと思います。

草刈主幹 先ほど千葉亀雄の件があったので3の のところを直したいと思います。

古内議長 それでは大分長くなってしまいましたので最後のところやってよろしいですか

委員全員 はい、よろしいです。

草刈主幹 資料に従って最後のまとめについて説明

斎藤委員 現在、非常勤職員の業務量は全体の割合から考えると大きい、だから専門知識を持つ職員を配置した方が良いということなのですが、それにまったく異存はないのですけれども、現実にいる非正規職員の方を安定した身分にすることによって正職員とのコミュニケーションがより活発になって、地域に密着した共により図書館づくりが推進ができると私は考えています。そのためには非常勤職員の雇用期間を定めない雇用とし、年1回のベースアップとか、有給休暇を1年ごとに定めて、雇用条件を考え直して欲しいと思います。1年契約だから3月の末日までではなく、雇用期間を定めず、少しは正職に近づける勤務形態にして欲しいと思います。

- 千田委員 正規職員の前に非常勤職員の雇用条件の改善と正規職員の司書の配置を考えて欲しいと思います。非常勤職員の待遇基準はどうなっているかわかりませんが、先程出たような待遇改善をして欲しいと思います。
- 斎藤委員 雇用期限を定めないということは、つまり何年間か働いてもらい、それだけ安心して勤務できる、それだけ住民サービスが向上するということと同時に、職場の民主的な環境づくりの向上になると私は考えます。
- 末永館長 図書館だけではなく、幼稚園、保育所、児童館等、関係するすべての部署が関係してきます。非常勤職員の雇用期間を定めない雇用が可能なのか不明であります。
- 梁川委員 諮問書の中にこういう雇用条件とかを踏み込んで良いものなのか、私達に権利があるか権限があるかどうか疑問です。
- 千田委員 今の図書館の運営を維持し、さらに発展的に運営してもらうために必要不可欠な条件だということで話し合いをしていたと思います。切実に人的配置が必要だということから意見が述べられていると思います。権限があるかどうかの問題ではないと思います。
- 末永館長 非常勤職員に触れると非常勤職員が前提ということになります。図書館としては基本的には正職員の配置を希望しています。
- 斎藤委員 非常勤が全体の仕事量からすると非常に大きいものとなっています。であれば出来るだけ賃金は正規職員に近づけるような方向があっても良いのではないのかなと思います。そこに対しての表現なのです。それから雇用問題について、ここで話し合う権限があるかどうかという意見が出されましたが、少なくとも図書館の運営形態、つまり民間に売り渡してもいいかという諮問を受けているときに、職員の雇用の問題こそ逆に重要な問題ではないのかなと私は思います
- 古内議長 まとめの後半のところの「時期尚早」の文言について意見があれば出して頂ければと思います。
- 草刈主幹 民間委託に移行するのは時期尚早というところをするべきでないというような表現に改めたいと思います。また書き方として文章の表現を分け、運営審議会の総括とか、強く要望するものとか、そのようなタイトルをもう一つここに掲げ、結論としましたというような表現に直したいと思います。
- 古内議長 魅力ある町づくりとか、地方創生とか言われ、保育の待機児童の

解消とか、産業の育成とかいろいろありますが、町の魅力の中に図書館の充実というものもあるのではないかと思います。そういうものも大切にし、発展させていくというのが正しい方向ではないかと思います。図書館を民間委託するというのは、ある意味で切り捨てになると思います。生き死にの問題に係わらないところではありますが、そういう観点から頭を切り替えることも大切だと思います。

梁川委員 1歳3ヶ月の子どもに本をプレゼントする「ブックハロー」、大変良いことだなと思いますが、絵本の選書はどこでやっているか。

伊勢館長 図書館の職員が行っています。年度ごとに絵本を選び、1年間同じ本を差し上げています。

末永館長 事業にあうような本を専門に出版しているNPO法人があり、そのリストから選書をしております。

草刈主幹 1歳位の赤ちゃんに合った本はたくさんあるのですが、その中でも専門に長く活動しているNPO法人なので、良い選書をしています。松井のりこさんや林明子さんという古典のものや新しい作家さんのものがあるので、そういった中から選ぶようにしています。絵本と一緒にアドバイス集という読み聞かせのメリット等を書いた冊子もプレゼントしているので、絵本を単に渡すのではなく、親子や家族の触れ合いや本の楽しさを知る契機をつくるということにもつながっています。

梁川委員 安心しました。

古内議長 その他何かありますか。なければ諮問されている図書館の運営形態につきましては、委員の総意に基づいて、現状の形態を変更しないと付記しておくことを確認し、以上で答申（案）について終わりたいと思います。次回の日程ですが、委員長一任でよろしいですか。

委員全員 はい、よろしいです。

古内議長 それではこれで終わります。ご苦労様でした。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成27年12月 日

委員 _____

委員 _____